

保護者 様

世田谷区教育委員会

台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドラインについて
(幼児・児童・生徒の登降園・登下校時の安全確保について)

日頃より世田谷区立各幼稚園、小・中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

世田谷区教育委員会では、台風接近・通過時や大雪における幼児・児童・生徒の安全を確保するため、登降園・登下校等の扱いについて、世田谷区として統一の基準で判断する「ガイドライン」を作成しています。

つきましては、本ガイドラインについてご理解いただくとともに、お子様の安全な登降園・登下校等にご協力くださいますようお願いいたします。

「台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドライン」

世田谷区（23区西部）に「暴風警報」（「暴風雪警報」を含む）が気象庁より発令された場合、各園・学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとする。

（１）登園・登校前に発令された場合

- ① 午前6時まで解除された場合・・・平常保育・授業とする。
- ② 午前6時まで解除されない場合・・・全幼稚園、小・中学校を臨時休業日とする。

前日までに台風の接近・通過や大雪等が予想される場合は、園・学校から、対応の内容や留意点等の詳細を連絡することもあります。

なお、園・学校から通知した内容と台風接近・通過の当日の対応に変更がない場合は、改めて各学校から学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」等での発信はいたしません。

また、区や学校のホームページにアクセスできない場合や学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」での通知が遅れる場合があるため、気象庁ホームページにて暴風警報（世田谷区）の有無を確認の上、ご判断ください。

（２）登園・登校後に発令された場合

「暴風警報」が発令された時刻やその他の警報等の情報を勘案して、区としての安全対策（「降園・下校時刻の変更」や「一時待機」等）を決定し、各園・学校に周知する。

- ① 幼稚園については、区的安全対策に基づき、「降園時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、保護者の引き取りにより、降園させる。
- ② 小・中学校については、区的安全対策に基づき、「下校時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、教職員等が付き添って、集団下校させる。

（３）移動教室等宿泊行事や部活動が予定されている場合

移動教室等宿泊行事を予定している場合には、学務課・教育指導課と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で、集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

また、学校が臨時休業とした場合は、部活動も中止とする。

お問い合わせ

世田谷区教育委員会事務局教育指導課

電 話 03（5432）2703